

## 「枚方市景観計画（素案）」及び「枚方市景観条例（素案）」の パブリックコメント（結果公表）

「枚方市景観計画（素案）」及び「枚方市景観条例（素案）」のパブリックコメントに、市民の皆様からご意見、ご質問をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見等と、それらに対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

### I. 意見募集期間

平成25年12月6日から平成25年12月25日まで

### II. 意見受付方法

パブリックコメント専用ホームページへの入力、郵送、ファックス、電子メール、意見回収箱へ投函

### III. 意見提出者数及び内訳

意見提出者 個人 2、団体 1

方法	入力フォーム	郵送	ファックス	電子メール	投函
人数	1				2

### IV. 項目別意見数

全体に関する事	5件
枚方市景観計画（素案）に関する事	3件
枚方市景観条例（素案）に関する事	5件
合計	13件

V. 内 容

	No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
個人	1	全体	<p>小中学校、幼稚園や公園などの公共施設は、多くの人が目にする場所であり、そこでは樹木（外来種でなく、日本の山野にあるもの）などの自然の拡充をはかってほしい。</p>	<p>景観計画（素案）の「公共施設等の景観形成の方針」において、「公共施設等の整備・管理にあたっては、法面緑化や緑化回復等、山なみ景観や田園の景観、河川景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。また、歩道や公園、緑地帯等の空間を中心に公共空間等を適切に維持管理する」（P22）としています。</p> <p>この方針に基づき、今後、それぞれの管理者が、整備・管理をしていくこととなります。なお、樹種に関しては、公共施設等の整備にあたっては、近隣の景観との調和等に配慮をして選定しています。</p>
	2	全体	<p>淀川河川敷の草木を中心とした自然保護と同時に市民自ら景観から得る潤いに認識が持てるように、又、西側落陽の美しさを感じる文化イベント（写生大会、写真大会）なども保全の一環と思います。この機会に景観への認識が深まるようなシンポジウムやイベントにとりくんではどうか？</p>	<p>淀川河川敷の景観は、市域でも重要な景観であり、市民とともに行う保全への取り組みは重要であると考えています。</p> <p>現在、枚方市から八幡市にかけて淀川三川合流域地域で、国、府、近隣市とともに、当該地域の魅力ある景観の発信や地域間の交流イベントなどに取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、中核市への移行に合わせ景観行政団体として、一層、良好な景観形成への認識が深まるよう、記念イベントなど必要な取り組みを検討します。</p>

No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
3	計画	楠葉の旧街道や中之芝（楠葉台場跡）付近から山崎の山を背景に広がる淀川一帯の眺望はすばらしく、この景観に配慮した区域指定などの取り組みをしてほしい。	楠葉の旧街道や中之芝（楠葉台場跡）を含め、淀川一帯は景観計画（素案）において、「淀川沿岸区域」とする予定です。 また、景観形成の方針を「1. 枚方を象徴する「母なる川」としての自然景観の保全、2. 市民が身近に親しめる河川空間の形成、3. 河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成」（P8）と定めます。
4	全体	淀川など河川敷においては、景観に配慮して、「コンクリート化」を抑制し、できるだけ自然を残す様な工夫をしてほしい。	景観計画（素案）において、淀川など河川敷においては、「堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する」（P22）としています。 今後、河川改修等の際には、河川管理者等は、こうした観点からの配慮をすることとなります。

	No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
団体	5	全体	<p>景観保全における市民・事業者・行政それぞれの責務を、各主体が果たすことはもちろんですが、併せて、各地域で、望ましい景観づくり・景観保全を目的に啓発・実践活動に取り組んでいる市民や市民団体の活用が重要であり、こうした活動をしている市民や市民団体による「仮称 景観市民会議」の設置を提案します。</p>	<p>景観計画（素案）及び景観条例（素案）は、景観法に基づく景観計画の区域や良好な景観の形成に関する方針等を定めるとともに、具体的な手続きを示すものです。</p> <p>景観条例（素案）では、良好な景観形成をめざして景観協定等を活用した取り組みを進める団体等への支援ができることを定めます。</p> <p>なお、平成25年11月に制定しました「枚方市都市景観基本計画改訂版」の「第5章 5-3 景観形成の推進方策（1）推進体制づくり」において、「景観形成を総合的にかつスムーズに進めていくためには、市民・事業者・行政等の景観形成に係わる各主体の合意と適切な役割分担の下に進めていくことが重要であり、主体となる組織の育成とともに関連する様々な団体等の連絡・調整を行うことが必要」としています。</p> <p>そして、このための推進体制の整備として、「景観形成を重点的に図る地区では、多様な団体や個人が集い、情報を交換して連携・調整するための組織づくりについて検討を行います」としています。</p> <p>※ 枚方市都市景観基本計画は、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及びその実現に向けた取り組みのあり方を示したものです。</p>

	No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
個人	6	条例	<p>景観条例（素案）に、届出対象を「高さ 15m を超える等」の大規模建築物の建築等とあるが、現行の「枚方市都市景観形成要綱」による届出対象となら変更がないが、その理由は如何に。</p> <p>また、全国的な傾向などを比較し、これらはどうのような「妥当性・普遍性」をもって検討されたのか。</p>	<p>本市では、景観法施行（平成 17 年）以前の平成 11 年から「枚方市都市景観形成要綱」により、大規模な建築物の建築等の届出対象を「高さ 15m を超える等」とし、良好な景観の形成の誘導に取り組んできました。</p> <p>今般、中核市となることから届出制度をより実効性のあるものとし、それぞれの地域の特性を活かした景観形成を図るため、要綱から景観法に基づく制度へ移行することとしました。</p> <p>届出対象となる建築物の高さの基準に関しては、全国的にはそれぞれの地域特性に合わせ、おおむね 10m～20m を超える範囲で定められています。これまで市域の一部に規制をかけてきた大阪府が 20m、近隣市では、高槻市が 15m、寝屋川市が 15m などとなっています。</p> <p>一定規模を超える建築物等が景観に与える影響を鑑み、他市の例も考慮のうえ、本市では、建築物の高さの基準に関しては、届出対象を現行の要綱と同様の 15m を超えるものとししました。また、建築面積や延べ床面積の基準も、府を上回る現行の要綱の基準を踏襲しました。なお、今後、景観重点区域の追加等の際には、それぞれの地域特性に応じ、届出対象建築物の規模等について検討を行います。</p>

No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
7	条例	<p>景観アドバイザーについて、3人以内で、景観の形成に関し専門的知識及び経験を有する者があるが、人数の拡大は可能か。市長に助言をする以上、その要件、選任手続きをもう少し「具体化」したほうがよいのではないか。</p> <p>また「景観審議会委員」との兼務をすれば、適当ではないと考えるが、如何に。</p> <p>また、景観審議会、景観アドバイザーは常設であるのか。</p>	<p>景観アドバイザーについては、「枚方市都市景観形成要綱」の適正な運用を図るために、平成11年より「枚方市都市景観アドバイザー設置要綱」に基づき、都市景観や建築設計について造詣の深い専門家を選任し、大規模な建築物等に係る行為に対して景観の形成に関する専門的知識及び経験を活かしたアドバイスをいただいております。</p> <p>今後は、緑化計画や色彩計画等について、より多角的な助言が必要となることから、建築、意匠・色彩、造園等の分野の専門家3名以内の体制とし、これまでの2名の体制から充実を図ったものです。</p> <p>景観審議会委員との兼務に関しては、上述の主旨及びこれまでの実績から、支障はないものと考えています。</p> <p>また、景観審議会及び景観アドバイザー会議は、必要に応じて開催することとします。</p>
8	条例	<p>歴史的景観建造物の指定等においては、文化財保護法の指定を受けた重要文化財、景観重要建造物等を除くとなっているが、なぜそのように除外するとしたのか。</p>	<p>歴史的景観建造物に関しては、建造物外部の景観の特徴に着目して指定等するものですが、文化財保護法の指定を受けた重要文化財、景観法に基づく景観重要建造物にあつては、法により建造物の外部等の現状変更が厳しく制限され、保存・活用が図られていることから、景観の保全等の目的に照らして除外することとしました。</p>

No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
9	計画	<p>「百済寺跡及び百済王神社を含む一帯」、「枚方八景を含む近隣区域」は、景観計画区域内の中で、どのような地区・区域になるのか。</p>	<p>枚方八景とは、「淀川の四季」、「樟葉宮跡の杜（もり）」、「牧野の桜」、「山田池の月」、「国見山の展望」、「百済寺跡の松風（しょうふう）」、「万年寺山の緑陰（りょくいん）」、「香里団地の並木」です。</p> <p>それぞれ、景観計画区域の区域指定としては、「淀川」は、「景観形成区域のうち淀川沿岸区域」に、「山田池公園」は、「一般区域及び景観形成区域のうち穂谷川沿岸区域」に、「国見山」は、「景観形成区域のうち東部景観区域」に、「万年寺山周辺」は、「景観重点区域及び景観形成区域のうち淀川沿岸区域」に、「樟葉宮跡」、「牧野公園」、「百済寺跡」、「香里団地」は、「一般区域」となっています。</p>
10	条例	<p>「百済寺跡及び百済王神社」を含む一帯を「歴史的景観保全地区の指定」手続きを進めていただきたいが、可能か。</p>	<p>「百済寺跡」は、国の特別史跡に指定されており、現在、史跡公園の再整備に取り組んでいます。一方、周辺の住宅地は、景観計画（素案）、景観条例（素案）では良好な景観の形成に取り組むこととしています。</p> <p>「歴史的景観保全地区」は、景観重点区域内において、歴史的かつ文化的資産である建築物等と一体をなし、地域性、歴史性豊かな景観の保全及び整備を図るために必要と認める地区を予定しており、現状では、景観重点区域である「枚方宿地区」が相当する地区と考えています。</p> <p>なお、景観重点区域の追加等、新たな規制に関わる区域の指定に関しては、土地所有者等のご協力が不可欠であると考えており、また景観法において住民等による提案制度が設けられており、条例では手続き等について定めています。</p>

No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
11	条例	<p>景観法第 81 条第 1 項の規定する「景観協定」と、枚方市独自の「景観づくり協定」とは、「何がどのように」異なるのか</p>	<p>「景観協定」は、景観法に規定される協定で、一定の区域内の土地所有者等全員の合意により、建築物の形態意匠、緑化、屋外広告物に関する基準等を定めた良好な景観の形成に関する協定のことです。</p> <p>一方、景観条例（素案）に規定する「景観づくり協定」とは、一定の区域内の土地所有者等の過半を含む住民等の合意により建築物の形態意匠、緑化、屋外広告物に関する基準等を定めた良好な景観の形成に関する協定のことです。（枚方市景観計画等の策定について、P12）</p> <p>それぞれ、対象者の範囲や権利者の合意形成範囲が異なります。</p> <p>「景観協定」は、締結に至るまでには相当の労力が必要ですが、法に基づく協定であり、その実効性は高いものとなります。</p> <p>「景観づくり協定」は、良好な景観の形成を実現するための事項について、ゆるやかに合意形成を図り、徐々に協定内容を充実させるなど、地域の実情に応じた活用が期待されます。</p>
12	全体	<p>景観計画等の「施行日」について、どのような予定になっているか。</p>	<p>景観計画の策定は、平成 26 年 4 月 1 日の予定で、当面は、これまでの大阪府景観計画を準用し、3 ヶ月の経過措置を経た後の 7 月 1 日に、景観計画区域を市域全域とするなどの項目を全面適用する予定です。</p> <p>景観条例に関しても、平成 26 年 4 月 1 日に施行し、当面は、これまでの大阪府景観条例を準用し、3 ヶ月の経過措置を経た後の 7 月 1 日に、届出対象の変更等の項目を全面施行する予定です。</p>

No	項目	ご意見等の要旨	市の考え方
13	計画	<p>「景観」を考えると、「視点・視点場、視対象」のイメージ・概念が重要であると考え、景観計画（素案）などで、そうした点をどのように活かされているのか。</p>	<p>「景観」を考えると、「景」と「観」、すなわち、観られる景色（視対象）と観る人（視点場）の関係が重要です。</p> <p>この点は、平成25年11月に制定しました「枚方市都市景観基本計画改訂版」第1章 1-1 景観とはに次のように明記しています。</p> <p>景観形成の対象領域として、「公的領域（道路や河川等の公的空間）及び境界領域（建築物の屋根・外壁・窓辺をはじめ、前庭・塀・生垣等の私的空間）を一体的に考える」とともに、「見る人が位置する全体の地域環境やその背景となる遠景も考慮しなければならない」としています。</p> <p>そこで、景観計画（素案）では、「第6章 公共施設等の景観形成の方針」（P22～）において、公的空間の景観形成方針を定め、公的領域での良好な景観形成を図るとともに、「第3章 行為の制限に関する事項」（P10～）において、建築物等に関して、区域別の景観形成基準（屋外・外壁・屋上に設置するもの、建築物の色彩や意匠等）を定め、境界領域での良好な景観形成を図ります。</p> <p>また、視点場・視対象に関しても、「第3章 行為の制限に関する事項」（P10）において、区域の特性に応じて、近景・中景・遠景それぞれへの配慮を求めることとしています。</p> <p>近景への配慮としては、敷地内の緑化や、駐車場や駐輪場の設置を道路側にする場合は、植栽による修景等をするなどとし、中・遠景への配慮としては、敷地周辺や、河川、山なみ等に配慮して、外壁等の色彩を、著しく派手なものとししないなどとしています。</p> <p>※ 枚方市都市景観基本計画は、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及びその実現に向けた取り組みのあり方を示したものです。</p>

※本パブリックコメントの内容に関するものでないご意見は、公表をしないこととしております。

VI. 「枚方市景観計画（素案）」及び「枚方市景観条例（素案）」への反映

原案どおりといたします。